

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年7月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第18号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「第2条第4号」を「第2条第8号」に改め、同条中「第2条第4号」を「第2条第8号」に、「第3号」を「第7号」に改める。

第4条第1項第4号中「又は」を「、」に改め、「療育手帳」の右に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」を加え、「手帳番号」を「交付番号」に改める。

第5条第1項本文中「7月31日」の右に「(条例第2条第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者が交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の有効期限が同日前に到来するときにあつては、当該精神障害者保健福祉手帳の有効期限)」を加え、同項ただし書中「当該」を「この項本文の受給者証の」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に、「8月1日」を「更新前の受給者証の有効期限の翌日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、条例第2条第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する受給者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第8条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳を返還され、又は交付されたときは、当該受給者又はその保護者は、受給者証の有効期限前においても、交付申請書に当該精神障害者保健福祉手帳及び前条第2項に規定する書類を添えて、市長に受給者証の更新を申請することができる。第6条各号列記以外の部分中「前条第2項」の右に「若しくは第3項」を加える。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)